

グループホームぬっく須崎 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	グループホーム ぬっく須崎
所在地	須崎市妙見町11番6号
管理者名	森光 真紀
電話番号	0889-43-0510
FAX番号	0889-43-0510
名称・法人種別	医療法人 五月会
業務の概要	認知症対応型共同生活介護(介護予防)
事業所数	1
事業者指定番号	第3970600239号

2. 職員の配置状況

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
計画作成担当者(兼務) (介護支援専門員)	(1名)		(1名)
(介護福祉士)	(1名)		(1名)
介護従事者	15名	2名	17名

3. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

種類	< サービス内容 >
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います ・おむつを使用する方に対しては、1日5～6回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者には夜間入浴も実施致しております
生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職により、入居者の心身等の状況に応じ日常生活を送るのに必要な機能の低下を防止する為の訓練を実施します
日常生活及びその他	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止の為離床に配慮します ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します ・清潔で快適な生活が送れる様、又、適切な整容が行われる様援助します ・家庭的な生活環境を作りゆったりと落ち着いた日常生活が送れるようサービスの提供に努めます

(2) サービス利用料金

別紙のとおりです。

(3) 介護保険給付対象外のサービス

別紙のとおりです。

(4) 利用料金の支払い方法

前記(2)、(3)の料金は、毎月15日(前月末締め分)迄に請求し、四国銀行須崎東支店で引き落としの手続きを行いますので請求金額を利用者名義の口座にご入金下さい。

利用者の口座引落 後の入金口座及び 口座名	(入金口座) 四国銀行須崎東支店 NO. 0276467 (口座名義) 医療法人五月会 グループホームぬっく須崎 理事長 田村 精平
-----------------------------	--

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用金（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日居住の市町村の窓口に提出しますと、利用料金と自己負担額との差額の払い戻しを受けることができます。

4. 入居定員

ユニット数2とし定員18人とする

5. 当事業所の基本理念と運営方針

1) 基本理念

- (1) 高齢者の人権を尊重する。
- (2) 認知症の高齢者の尊厳を保ち人生の先輩として敬う。
- (3) 1人1人の高齢者が生きてきた人生を尊重する。
- (4) 家庭的な雰囲気の中で、認知症高齢者が有する機能を生かし、より自立した生活を営めるようにする。
- (5) 地域との連携を密にとり日常生活が活動的且つ地域に密着した生活を目指す。

2) 運営方針

- (1) 認知症高齢者がその人らしい生活ができるよう支援する。
- (2) 明るくゆったりとした生活が送れるよう支援する。
- (3) 地域の人たちが出入りし易い生活環境を作る。
- (4) 高齢者がしたいことができるよう支援する。
- (5) 認知症高齢者が持っている機能を引き出せるよう支援する

6. 非常災害時の対応について

グループホームぬっく須崎は、入居者様の安全を第一に考え、日頃より非常災害に備えて対応の訓練や、必要な医療体制の為の医療機関との連携、研修の参加、関係機関や家族への通報、食料の備蓄等対策を講じます。

7. 身体拘束廃止について

グループホームぬっく須崎は、入居者の人権を尊重し、QOL（生活の質）を高めることを目標に生命又は身体を保護する為、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により入居者の行動を制限しません

8. 高齢者虐待防止について

第15条 利用者の人権の擁護・虐待防止等のために以下に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待防止に関する委員会を設置し、責任者を選定しています。

高齢者虐待防止に関する責任者	森光 真紀
----------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 利用者の人権について

サービス提供に当たっては国籍・人種・民族・宗教・性別及び社会的地位等の理由により差別をせず平等にかつ、利用者の習慣、思想についてもこれを尊重し受け止める姿勢を持ちます。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

第16条 感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

10. 業務継続計画の策定

第17条 感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

11. 利用者の人権について

全ての入居者は平等に介護を受ける権利を有し、その入居者の個別の状況やニーズに応じたサービスを受けることが出来る。サービス提供に当たっては国籍・人種・民族・宗教・性別及び社会的地位等の理由により、差別をせず平等なケアサービスを提供する。又、サービス提供者は入居者の習慣・態度・思想についてもこれを尊重し、受け止る姿勢を持つ。

12. 協力歯科医療機関

名称	所在地	診療科
須崎くろしお病院	須崎市緑町4-30	外科・内科・整形外科・脳外科 眼科・耳鼻科・泌尿器科・皮膚科
一陽病院	須崎市赤崎町9-3	精神科
吉野歯科	須崎市大間東町188	歯科

13. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当ホーム入居者様相談窓口	電話番号	0889-43-0510
	FAX番号	0889-43-0510
	管理者	森光 真紀
	対応時間	8:30~17:00

(2) ホーム内の意見箱 設置場所 各ユニット内詰所

(3) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

市町村介護保険相談窓口 〔須崎市長寿介護課〕	所在地	須崎市山手町1-7
	電話番号	0889-42-1205
	FAX番号	0889-42-1245
	対応時間	8:30~17:15
高知県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	8:30~17:15

14. 事故等の対応について

入居者に対しサービス提供により事故が発生した場合は、市町村及び入居者の家族に連絡を行い適切な処置を行いその状況や対応した処置や行動の記録を行う。又、マニュアル等を作成し、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

15. 主治医等への連絡

容態が急変又は緊急の場合には速やかに主治医、家族に連絡を行います。

16. グループホーム利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8:30~20:00 来訪者は、必ずその都度職員に届け出て面会簿にお名前を記入願います。尚面会時間以外の必要な面会については事前にご連絡頂ければ、職員が対応致します。
------	---

外泊・外出	入居者がホームから外出・外泊をされる場合には、事前にお申し出になり届出書に記入をお願い致します。
居室、設備、器具の利用	ホーム内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります
喫煙	ホーム内での喫煙はご遠慮下さい(喫煙場所 玄関横)
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います
金銭、貴重品の管理	独居、親族等のいない方は、ご相談に応じます
所持品の持ち込み私物の管理について	必ず全ての持ち物に名前の記入をお願い致します。又、自宅に居る時に使用していた馴染の服や日用品は、自由にお持ち込みして頂いて結構です
宗教活動	ホーム内での宗教活動はご遠慮下さい

17. その他

法改正等によりサービスの内容及び利用料金に変更が生じた場合は速やかに通知します。

【グループホームぬっく須崎 重要事項説明確認同意書】

令和 年 月 日

グループホームぬっく須崎の利用契約にあたり、別記により重要事項を説明しました。

事業者住所 須崎市妙見町11番6号

事業者名 グループホームぬっく須崎

説明者 _____ ㊞

グループホームぬっく須崎の利用契約について、説明を受け同意しました。

入居者住所

氏 名

代筆者住所

代筆者氏名 _____ ㊞